

活動紹介

平成28年度第3回 PCIP 勉強会 「技術者が知っておきたい商標の話」

平成28年8月31日（水）18:30～20:00、日本技術士会 A, B 会議室（葺手第2ビル5階）にて開催しました。

講師は知財コンサルティングセンター会員、弁理士・技術士 黒田雄一氏で、PCIP会員 10名、一般9名の方々が参加しました。

本勉強会では、まず「商標」の理解を助ける3つの側面を挙げ、それぞれの勘所を紹介していただきました。ここで取り扱った3つの側面とは、①「ビジネスの側面（ブランド形成・育成）」、②「技術アピールの側面（技術・発明・製品の特徴を端的に表現する手段）」及び③「法律の側面（知財法の中の位置付け、登録要件、不登録事由）」でした。

最初に、「商標とは何か」、「ブランドとは何か」といったガイダンスがありました。ブランドは抽象的な概念ですが、それは「販売者の商品又はサービスを特定させ、競争者のそれらと識別することを意図した名前、用語、符号、シンボルもしくはデザイン又はそれらの組み合わせで一定の価値を連想させるもの」と説明されました。そして、商標は単体として保有しては意味がなく、ブランドに結びつけて自社商品・サービスを需要者に選択してもらうことで商標の価値が高まっていく、といったビジネスの側面についての説明がありました。

技術アピールの側面としては、企業のみならず個々の技術者も購買者・消費者に浸透を図る優れた技術に関するブランド形成をし、そのブランドを商標に結びつける技術アピールの重要性が示されました。

商標の様々なトピックとしては、講師の実務経験または報道された事件から事例の紹介がありました。取り扱ったトピックは①「技術・製品のネーミング」、②「IGZO 事件、自動車用塗料の事例」等で、①「技術・製品のネーミング」は技術の勘所をネーミングに集約し、直感で分かりやすい名前を付けて成功した事例、そして②「IGZO 事件、自動車用塗料の事例」等では、指定商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は無効理由を有することが例示されました。

さらに、2015年度施行の新タイプ商標である、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」および「位置商標」と、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の概要の紹介がありました。

本勉強会では、技術者としての側面を中心に具体的事例を取り入れて商標とのかかわりを説明され、大いに参考になりました。

●勉強会風景



2016年9月2日 PCIP 企画幹事 酒寄記載